

議案第68号

みやき町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

みやき町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成29年 9月 4日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、地域における人材の有効活用等を通じた公益的法人等との適切な連携・協力による諸施策の推進を図るため、みやき町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例

みやき町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成18年みやき町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号を次のように改める。

- (1) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項第3号の法人を定める政令（平成12年政令第523号）に定める法人のうち、町内に事務所を有するもので規則で定めるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、法第2条第1項各号に掲げる団体のうち、その業務の全部又は一部が町の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、町がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして規則で定めるもの

第2条第2項第1号中「定めて任用される職員」の次に「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項に規定する常時勤務を要する職を占める職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第2項及び第4条の規定により採用される職員を除く。）」を加え、同項第2号中「職員」の次に「（前号に掲げる職員を除く。）」を加え、同項第3号中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

みやき町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>(1) <u>公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項第3号の法人を定める政令(平成12年政令第523号)に定める法人のうち、町内に事務所を有するもので規則で定めるもの</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、法第2条第1項各号に掲げる団体のうち、その業務の全部又は一部が町の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、町がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして規則で定めるもの</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(1) <u>臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項に規定する常時勤務を要する職を占める職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第3条第2項及び第4条の規定により採用される職員を除く。)</u></p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>(1) <u>社会福祉法人みやき町社会福祉協議会</u></p> <hr/> <p>(新設) (新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) <u>臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

みやき町職員の公益的法人等への派遣等に関する規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、みやき町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成18年条例第3号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の公益的法人等への派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。

（派遣先団体）

第2条 条例第2条第1項第1号の規則で定めるものは、次のとおりとする。

- （1）社会福祉法人 みやき町社会福祉協議会
- （2）社会福祉法人 川原福社会 さくらの杜保育園
- （3）社会福祉法人 みどり福社会 三根みどり保育園
- （4）三養基西部土地開発公社
- （5）三養基土地改良区
- （6）北茂安土地改良区
- （7）中原土地改良区
- （8）三根土地改良区

2 条例第2条第1項第2号の規則で定めるものは、一般社団法人 みやき町ふるさと振興協会とする。

（派遣職員の復職時の処遇）

第3条 派遣職員が職務に復帰した場合は、前条に定める派遣先団体での業務を公務とみなすほか、次に掲げる規定に基づき、他の職員との権衡上必要と認められる範囲において、給与に関し必要な調整を行うことができる。

- （1）派遣先団体における業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病は、公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病とみなす。
- （2）派遣先団体における育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第5条に規定する育児休業をいう。）は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条に規定する育児休業とみなす。
- （3）前2号に掲げるもののほか、町長が定めるもの

（報告）

第4条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年の4月1日に始まる年度内において条例第2条第1項の規定により派遣した派遣先団体、派遣期間、派遣先団体における処遇の状況等及び同項の規定により派遣された職員であって、当該年度内に職務に復帰

したものの復帰後の処遇の状況等を派遣状況報告書（様式第1号）により町長に報告するものとする。

（補則）

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。